

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例（昭和52年条例第22号） 第3条	高額療養資金の貸付	健康保険課

1 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 貸付の対象となる者は、条例第3号に規定される要件に該当する者であること。
- (2) 申請は、同条例施行規則第2条に規定される申込書及び添付書類の提出があること。

2 標準処理期間は、7日（祝日休日等の閉庁日を除く）とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。